
令和 8 年 第 2 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 8 年 2 月 3 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (2 月 3 日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度上富 良野町一般会計補正予算 (第 8 号))	2
○日程第 4 議案第 2 号 令和 7 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 9 号)	3
○日程第 5 議案第 3 号 上富良野町演習場土砂流出対策工事 (硫黄橋) 請負契約 の変更について.....	1 4
○日程第 6 議案第 4 号 中の沢水道施設整備工事 (その 1) 請負契約の変更につ いて.....	1 5
○閉 会 宣 告	1 5

令和8年第2回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））	2月3日	承認可決
2	令和7年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	2月3日	原案可決
3	上富良野町演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更について	2月3日	原案可決
4	中の沢水道施設整備工事（その1）請負契約の変更について	2月3日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 2月3日 1日間
第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））
第 4 議案第2号 令和7年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
第 5 議案第3号 上富良野町演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更について
第 6 議案第4号 中の沢水道施設整備工事（その1）請負契約の変更について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤大輔君 | 2番 | 荒生博一君 |
| 3番 | 湯川千悦子君 | 4番 | 米澤義英君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 林敬永君 |
| 7番 | 茶谷朋弘君 | 8番 | 中瀬実君 |
| 10番 | 井村悦丈君 | 11番 | 北條隆男君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 12番 | 小林啓太君 |
| 14番 | 中澤良隆君 | | |

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 斉藤繁君 | 副町長 | 佐藤雅喜君 |
| 総務課長 | 上村正人君 | 企画商工観光課長 | 宮下正美君 |
| 町民生活課長 | 安川伸治君 | 保健福祉課長 | 三好正浩君 |
| 農業振興課長 | 山内智晴君 | 建設水道課長 | 菊地敏君 |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 谷口裕二君 | 次長 | 甲斐幹彦君 |
| 主事 | 進梨夏君 | | |

午前10時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣言・開議宣言

○議長(中澤良隆君) 御出席まことに御苦労様です。ただいまの出席議員は13名でございます。

これより令和8年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(谷口裕二君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、1月30日に告示され、同日、議案等の配布を行っております。

令和8年1月28日に議会運営委員会が開催され、付議事件、会期等について審議が行われ、会期は本日2月3日の1日間と決定しております。

議事日程の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本臨時会の案件は、町長から提出の議案4件であり、説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名について、を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番 佐藤大輔君

2番 荒生博一君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(中澤良隆君) 日程第2 会期の決定について、

を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長(中澤良隆君) 日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上村正人君) ただいま上程いただきました、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

本案は、去る1月23日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の投開票日が2月8日に決定したことから、選挙執行に要する費用等について、所要の補正を行ったものであります。

補正の財源につきましては、全額、国庫委託金を充当することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月19日付けで専決処分を行いました。つきましては、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、ご了承願います。

議案第1号をご覧ください。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。記。処分事項、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。裏面をご覧ください。

専決処分書。令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和8年1月19日、上富良野町長 斎藤 繁。次のページをご覧ください。

令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。

令和7年度上富良野町の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,685万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをご覧ください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申しあげます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款、国庫支出金、8,621千円。

歳入合計、8,621千円となります。

2、歳出。

2款、総務費、7,721千円。

11款、給与費、900千円。

歳出合計、8,621千円となります。

以上で、議案第1号、専決処分を求めることについて、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の説明といたします。

ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申しあげます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。4番、米澤義英君。

○4番(米澤義英君) お伺いいたします。この衆議院が解散されて、短期という状況の中で事務処理も本当に大変な状況になっているかと思えます。そこでお伺いします。この選挙というのは非常に投票率を向上するための掲示板等、あるいは期日前投票所の箇所が何所になるのかということは非常に重要な要素になってきているかと思えます。そこでお伺いします。ポスターの掲示箇所が29箇所中8箇所となっております。確かに積雪ということもありまして、事業所、事業者の確保も出来なかったという例もあるかもしれませんが、しかし、あまりにも8箇所というのは少な過ぎるのではないかと考えます。この点については、どのような形で設置されたのかお伺いします。また、期日前投票所ですが、防災無線等で周知されておりますが、かみんの中に入って初めて期日前投票所右側ですよとわかるのですが、一般的には看板等を掲げて、この場所が期日前投票所になっていますよと、わかるような形の中で、多くの方に周知するのが基本にあると思えます。こういった点が若干少ないかと。職員の皆さんは一生懸命されています。事業所との関係もありますから一概にはありませんが、しかし、選挙にとっては大事

なことでありますので、この点は、どのように解釈されて決まったのかお伺いします。

○議長(中澤良隆君) 総務課長答弁。

○総務課長(上村正人君) 4番、米澤議員のご質問にお答えします。1点目の掲示板の減少につきましては、選挙管理委員会で決定をしております。決め方としては、先ず、直ぐに現地に赴きまして、それぞれの場所を確認しております。積雪の状況、その場所がどういった状況になっているのかを確認しております。大前提としては、5つの投票区の中で1番選挙人の皆さんに目につく場所で行うのが当然かと思えますので、場所の状況を勘案しながら今回は減少を試みたということです。今回は8箇所にさせていただいて、選挙に臨むといった形で決定させていただいているところです。2点目ですが、この度は期日前投票所については、かみんのホールを使わせていただいております。場所がわかりづらいとのご質問かと思えます。今も期日前は続いておりますので、選挙人の皆さんにわかり易いように最善を尽くしていければと思えますので、よろしくお祈りいたします。

○議長(中澤良隆君) その他、質疑はありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長(中澤良隆君) なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(中澤良隆君) 日程第4、議案第2号、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上村正人君) ただいま上程いただきました、議案第2号、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第

9号)につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

1点目は、物価高騰対策になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、新たに5事業を追加し、これら全額を繰越明許費といたします。また、実施中の価格高騰緊急対策、生活支援、低所得者世帯給付金事業及びプレミアム付き商品券発行事業の2事業の財源についても、当該交付金への財源組み替えを行います。

2点目は、クリーンセンターの維持管理です。中間処理施設の経年劣化等に伴う修繕費を増額いたします。なお、工期の関係上、年度内の完了が見込めないため繰越明許費として計上するものであります。

3点目は、除雪対策になります。今冬の寒暖差及び大雪による除雪回数の増加に対応するため、町道維持費を増額いたします。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、不足する94,468千円については、予備費を充用し、一般会計補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、ご了承願います。

議案第2号をご覧ください。

議案第2号、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)。

令和7年度上富良野町の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,709万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,395万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

1ページ目をお開きください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款、国庫支出金、165,621万円。

16款、道支出金、1,475千円。

歳入合計、167,096千円。

2、歳出。

3款、民生費、0円。

4款、衛生費、22,964千円

6款、農林業費、15,000千円。

7款、商工費、101,500千円。

8款、土木費、122,100千円。

12款、予備費、94,468千円の減。

歳出合計、167,096千円となります。

2ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正についてですが、(1)追加の、クリーンセンター中間処理施設(焼却)修繕他5事業は、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

以上で、議案第2号、令和7年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)の説明といたします。

ご審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。5番、金子益三君。

○5番(金子益三君) 何点かお伺いします。先ず、この物価高騰対策にたずさわります商品券給付事業ですが、法律か何か縛りがある、必ず全世帯の人に給付しなくてはいけないという縛りがあるものなのか、また、そうではなくてもいいものなのかということが1点。

もう1点が、今回の道路管理費にたずさわるところですが、建設水道課の、上富良野町は非常に除排雪の進行が良く、他の市町村に比べると非常に綺麗なことで、道南、道央にかけては非常に暴風雪で大雪、日本海側では大雪、ここはそんなに酷くなく非常にありがたいのですが、説明にありました、寒暖差が大きくて、溜まっていた雪が解けて、重たい雪だったものを綺麗に除けてくださり非常にありがたいです。私、何を言いたいかというと、今回、補正をして対応しているのですが、先の3月までの一定程度の見込みをみていることは理解出来ますが、今週末も大雪の予報があったりとか、例年3月にドカ雪が来たりとか、高温化が進んで路面が非常に悪い状態になったりとか、不慮のものに対しても予算立てをしているものなのか。今回90,000千円の補正をしますが、これが不足した場合は、どのような手当てを予定しているのか、この2点についてお伺いします。

○議長(中澤良隆君) 企画商工観光課長答弁。

○企画商工観光課長(宮下正美君) 5番、金子議員のご質問にお答えします。生活応援商品券給付事業の法的根拠についてですが、今回の事業については、法律上必ずやりなさいという制度ではなく、交付金を受けた中で各町が物価高騰対策として事業を行うかと検討された結果です。法律的にやりなさいという根拠はなく、町長の判断として全世帯に商品券を1万円配る事業を行うと決定した

ところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 5番、金子議員のご質問にお答えします。除排雪経費の今後の不足が生じた場合の対応についてですが、一定程度、今までの事例から言いますと、暖気によるザクザク対応は見込んでいますが、今後、想定をしない大雪等になった場合、概ね3月中旬、今の補正を認めていただいた額ですと、3月中旬ぐらいまではつなげられる考えは持っております。ただ、想定以上の災害級の大雪が起きた場合は、議会会期中であれば追加の補正を行う可能性もありますし、その辺は状況を見ながら判断して行きたいと思っております。以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） 除排雪については、理解いたしました。物価高騰対策の商品券配布事業ですが、大変ありがたいと思いますが、国では当初3,000円のお米券程度のもを全戸に配布するといったものに対して、町の上乗せで1万円相当の金額を商品券で、登録した全店舗で使える、しかもプッシュ型で送るというのは非常にありがたくて悪いとは言っていないのですが、国の補正予算で大きな財源が来る時だからこそ、例えば、必要としている人に必要なものを与えるようなシステムとか、私が執行権を持っているわけではないから言うわけではないのですが、業者としては100%のプレミアム付き商品券だったら1万円が2万円になるとか、その財源を国からもらえるとかあれば、本当に必要としている人はより多く使えることが出来るし、プッシュ型にしなければ約370万程度の送料が浮くのかと考えます。ここに至るまでの政策形成において、今回も商工会が換金等の事業を受けるようなことですが、その調整ですとか、令和7年度の国の補正予算から時間があつたと思っておりますが、年末にはプレミアムをいただいておりますし、それに追従するような形で町内の消費喚起に繋がるようなもの、1万円を配っていただいたら消費喚起にはなりますが、もっと利用して更に倍増するような調整は、関係機関等で打合せをしなかったのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番、金子議員のご質問にお答えします。プッシュ型で素早くやることに一定程度の評価をいただきありがとうございます。ご承知のとおり現金だと消費に回らないかもしれないとか、いろいろなことを言われています。そういったことから商品券であれば、一定の期間内に使ってもらえ、なおかつ、町内で経済が回っていくことを目的にしたこととです。時期の絡みもあります、議員のおっしゃるとおり、今は、プレミアムが商工会の方でやっている途中であります。同じ時期に

違う商品券が。

（会場より「終わった」との声あり。）

換金等がまだあるので、その事務も含めますと商工会の方で、もう少し時間がかかるかと思えます。町内でしっかりとお金が回っていくことが、町として有効な対策になるかと。今回、商工会の方にいろいろなことをお願いしている。プレミアムの場合には、一定程度自らお金を出して商品券を買う形でした。買える人、買えない人という議論もあったことから全世界帯ということで考えることと、商工会からご理解を賜りまして、今回は特に食料品ということで、お店の区分も無く、登録してある商店、お店、事業者の全体で使えることで取り組みをさせていただいてございまして。出来るだけ早くとはいえ、商工会、経済団体の都合、今行っているものもありますので、3月で出来るだけ早くするためにプッシュ式のやり方で、商品券での対応としたところですので、ご理解を賜りたいと思えます。以上です。

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。10番、井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 収益向上生産の件についてです。作物の高温障害等ということで、遮光ネットをメロン栽培に導入する緊急対策や他に園芸作物で言えば、熱中症対策とかいろいろとあるかと思えますが、メロンだけに限っての補助助成なのかお聞きします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番、井村議員の質問にお答えします。今回の高温対策に関しては、取り合えずメロンのハウス、去年メロン栽培に際して1棟全部改築したという状況もありますので、そちらの方を重点的にやるということで考えております。今、議員のおっしゃるとおり他にも園芸作物がありますので、ハウスの更新事業の拡大は検討しております。ミニトマトとかアスパラは時期的に関係ないと思えますが、おそらく高温障害を受けている可能性も高いということで、通常の更新事業の中に付け加えていきたいと考え検討はしております。以上です。

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。8番、中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 先ず、お伺いしたのは、今回、国からの物価高騰対策重点支援事業。このお金については、使い道については自治体に任されて、どのような形でも生活、物価対策対応であれば、どのような形でもいいということで使い道は任されているのが1点で。

もう1つ伺いたいのは、先程、同僚議員が発言ありましたが、いわゆる収益向上作物の関係で、遮光ネットを補助していただくことは本当にありがたいことだと思ってい

ますし、この生産者自体は非常に良い事業だと思ってくれると思います。ですが、この遮光ネットを助成するよりも、もっと我々農業者に対して対策を考えてもらう事業があると思います。今、消費者は物価、食料品が高い、消費税を払うのが大変だと言っております。私達農業者は資材高騰、肥料、農薬、資材の全てが上がっております。皆さん農業者は本当に困ってます。その中で、結果的に収益向上作物については、今回の物価高騰対策ではなく、当初予算で組めばいいと思います。無理してここに突っ込む必要はなく、それよりも一般我々農業者、上富良野町で令和8年度の農業者210戸だそうです。210戸の農業者に対して、皆さん頑張ってくれよという意味で、肥料、資材に対しての助成策、それを行うことが上富良野町の農業、基幹産業と言われる部分を助ける1番大事なことだと私は思っています。そういうことをなぜ考えられなかったのか。消費者も大事ですよ、確かに。だけど、この上富良野町で90何億の生産高をするのは農業者です。1年始まる時に、今年是不作になるか、豊作になるかわからないのに大量の資金を投入して農業を行っている。そういうことをきちっと考えてもらえば、国からのお金を農業者に対して、何らかの方法で全体に対して助成する方法はなかったのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番、中瀬議員のご質問にお答えします。使い道については、先程も申しあげたとおり物価高騰対策であれば、かなりの自由度をもって自治体の方に任されているのが実態であります。その中で、既存の事業も含めて、どのような事業に有効にその財源を使っていくかを考えた結果が、今回の補正で皆さんにお示ししているものだと考えております。それから農業の振興の面、確かに資材の高騰等いろいろ農業を取り巻く環境が厳しいことも承知しているところですが、1点申しあげた国の施策でいろいろな面、農業の方を支援している部分がございます。例えば燃油とかいろいろと違う施策がありますし、今回はいただいた交付金のほとんどを消費喚起、消費者向けの商品券として1億円のほとんどを使っている実態であります。広くいろいろなところに配れる財源があればいいと思いますが、大きな資金、原資を必要とする農業に対して、徹々たるお金、平たく配すると予算が薄まることもありますので、今回は収益性の向上を目指して、今までも一生懸命後押しをしている部分に集中的に資金を入れさせていただくことで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 8番、中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 基本的に副町長の考えはわからない訳ではないですが、前回、令和4年の時に私達農業者の肥

料代が高いということで助成をしていただいております。その時に基本的には肥料、1番公平な方法だと思っております。私は肥料の高騰対策で、私達にお金をくれた時は使った分だけ均等に助成してくれる。当時は、1トン当たり3,125円。端数は切り捨てますが、肥料を使った人に対して助成してくれた。その費用を申請手続き上、申請した人に対して助成する訳ですから、肥料高騰対策が要らない人は申し込みをしておりません。当時、214戸程度の方が肥料高騰対策を受けております。前回の肥料高騰対策の時に1,787万円5千円。これが肥料高騰対策でした。当時より今回は、たまたま水田地帯の人は、ある程度経営的に安定しているから肥料高騰対策を要らないという人もいるかもしれない。だとしたら、これより減るかもしれない。私の試算では1,500万円あれば当時と同じぐらいの助成は出来るような気はします。だけど町の考えだからどうにもなりません、今後も考えていただければ農家のためには、農業者のためにはいいのかと思っております。今後の対応も含めて答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤繁君） 8番、中瀬議員のご質問にお答えします。議員のおっしゃるとおり、令和4年に肥料の高騰対策、国と道も合わせて行ったわけですが、今回は、先程、副町長が述べたとおり高収益の方に集中的といいますか、予算を使わせていただきますが、決して一般的な全般的な肥料とか、飼料、燃油等々、全く我々行政が気にしていないといいますか、そういう訳ではございません。いろいろ選択肢がある中で、今回は選ばせて高収益ということで、そちらの方に配分するというのを決定させていただきましたので、今後についても中瀬議員がおっしゃることを十分に念頭に置きながら農業の政策は進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番、林敬永君。

○6番（林敬永君） 何かご質問させていただきます。先ず、6ページの歳入でございます。住宅地区改良事業等ということで50万円の歳入を今回補正されております。先程の全員協議会で時でも担当課長の説明がありましたが、今ひとつ内容がわからなかったのもう一度ご説明をしていただいて、更にこの歳入に対して歳出が何所に有ったのかを教えてくださいたいと思います。

それと12ページ、クリーンセンターの管理費。修繕で22,964千円ということで、先程の全員協議会で説明資料が付いていたのですが、その部分で少しわからない部分について、先ず、A系、うちの町は焼却炉が2つ有ってA系とB系という2つの呼称で区別しております。その中で今回はA系ということでありまして、A系の年

間の稼働時間、B系の稼働時間を年間ベースで教えていただきたいと思います。あと、修繕、それぞれゴミシュートの部分が876千円とケーシングが20,000千円ということでございます。経費とか人件費等々入っていらっしゃると思いますので、その内容についてお聞きしたいのと、また先程、全員協議会で副町長が説明していた、地震で亀裂が広がったということで、では亀裂は有ったのかと、それを修繕していなかったのかどうかをお聞きしたい。

次に14ページの収益向上作物生産ということで、今、同僚議員2名が質問されていました。私もここを特に気になっていた議案を見ていたのですが、先ず、メロンの方からという順位だということで、他のところも忘れてはいないということでもありますけど、もう待たなしということの部分でありますので、そういうことを参酌すれば今回の補正に全体を加味するべきだったと思えますけど、その点をもう一度町長に伺いたいと思います。

次に16ページの生活応援商品券給付プッシュ型ということで、私も凄くいいことだと思いましたが、先ず、1点、1万円の根拠、積算根拠を聞きたいのと、次に先程、全員協議会の中でも質問がありました、今、北海道議会で議論がされておりまして、丁度、重複するような気も私もしておりました。事務費等々も考えて、職員の負担軽減を考えれば、また町民ももらう方からすれば、そういうものが一緒になっていることも1つではないかと思えますので、検討されたのか伺いたいと思います。

あと、最後になります18ページ目の建築の方でございます。住宅改修費用ということで、これも先程の全員協議会で同僚議員も質問しておりました町内と町外の区別で、町内に対しての促進を図るのであれば、もっと差をつけるべきと思いますが、その点の考え方について伺いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 6番、林議員の予算の歳入歳出に係わる点のご質問にお答えします。先ず、1つ目の歳入の住宅地区改良事業等ということで50万円の計上でございます。これにつきましては歳出の方でも予算化させていただいております、18ページの住宅改修費助成の空き家の解体、不要住宅の解体で、町の方で最大で100万円の解体の助成を出しております。それに対して国の方から不要住宅であれば2分の1の助成補助を受けることとなっておりますので、その分50万円を予定しているところでございます。合わせて、どこの支出というご質問ですけど、18ページの建築総務費の中の住宅改修助成費950万円の中で歳出を予定しているところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） あともう1つ、18節の関係、建築の町外町内の関係。

○建設水道課長（菊地敏君） 続きまして18ページの新築の助成の基準でございます。基本額100万円ということで、地元の建築屋、もっと手厚くということでございますが、一定程度過去に建築されました町内町外という振り分けの調査もいたしました。どうしてもほしい過去の年数件数からいきますと、令和7年度でいきますと13件、全体の新築件数がございます。うち5件が町内業者ということで数字は捉えておりますけど、やはり町外業者であってハウスメーカーだとか一定の地元建築屋に比べたら若干高くてもそちらの方で建築を進める町内の方もおられるようなので、ここでやはり建てる方への補助助成ということで100万円をベースにいたしまして、その分地元の建築屋を使った場合には40万円の上乗せということで、いろいろ調べてみますとやはり今坪100万円時代、ハウスメーカーでいきますと坪110万円だとかという額になりますけど、やはり一生に1回建てるというもので理想というか欲しいものに、今の建てる方は若干高くても建てたい世の中なのだということも判断しまして、基本額は町内町外限らず100万円という設定をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長答弁。クリーンセンターの関係。

○町民生活課長（安川伸治君） クリーンセンターの修繕についてのご質問にお答えさせていただきます。先ず、1点目の焼却炉の稼働時間でございますが、年間の稼働時間ということで令和6年の1年間の稼働時間でございます。その中で予定しています1年間の稼働時間を設定しておりますが、それが概ね365日の内の302日という計算で1日8時間の稼働ということで当初予定しているところです。6年度の稼働時間がA系については1,955時間ということで、予定の81%程度の稼働ということで、またB系のもう1系列については2,064時間ということで、割合としては86%程度の稼働ということで、予定よりは少ない時間となっております。

それから2点目の積算の方の経費の内容ですが、こちらの方、修繕の方は、今現在運転をしています業者がありますが、専門の修理業者に依頼することになりまして、そちらの方の内容としては、材料費、施工費分の労務費、それに関わる諸経費を含めまして積算しているところです。

それから3点目の以前からの状況のお話ですが、先程の全員協議会の資料を付けさせていただいておりますが、7月に定期的点検を行っております、その際に設備の方の鉄製の外側のものがございまして、そちらの方に異常がありまして、膨張していることを確認しております。

その後、3ヶ月が経過した後に、その亀裂がありまして、そこが大きくなってきたということで、その状況から補強材の方を設置し、設備の安定化を図る作業を行っております。その後、地震がありまして1番弱い部分が亀裂している部分で、そこが揺れますと被害が広がったということで、今回、緊急の修理という事で補正をおねがいするものであります。以上です。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番、林議員のご質問にお答えします。まず、収益作物のところに重点を置いている理由についてお答えしていいのかなと思います。先程、中瀬議員に答弁したとおり、広く一般的に作をやっている農家もたくさんいらっしゃいますことから全体に対して行うことは本当にいいことだと思います。ただ、その中で限られた財源をどのように割り振っていくかという関係の中で、今まで重点的にお願いしておりました高収益の作物の部分。そういったところに拡充するような形で遮光ネット、去年の夏とかに大変被害が大きかったということも鑑みて、収益作物への支援を重点的に配備したということで同じ答弁になってしまいますがご理解を賜りたいと思います。

それから商品券の1万円の金額ということでございますが、基本的には物価上昇した分がいくら、お米がいくらというような積算をして定めたものではございません。基本的に北海道がいくらだからという報道等を見極めた中で、どの程度が町の方にとってインパクトのある消費をしてもらえる、使ってもらえる金額はいくらなのか、それから今回交付いただきました国からの財源、その内のどの程度までを町の方に金券という商品券ですが、本当にお買い物が出来るので現金と同じですから、全員の方に配分するのはどこまで配分したらいいのかと総額を考えたうえで、1億円程度、9千何百人おりますから1億円ぐらいの金額はしっかり使って、町の方に直接使えるようにお届けしようと思いがちなものでございます。細かい積算があったものではございません。

それから先程の北海道との絡みで確かに重複する部分が生じるかもしれません。今、国の選挙をやっている中では、もっと国民に配った方がいいようなことをおっしゃる先生もいらっしゃいますから、今後どのようなものが出てくるかわからない状況であります。そここの絡みで考えるのではなく、やはり町の方にしっかり出来るだけ早いうちにお届けするためにはどうしたらいいのかと考えた結果、1万円の商品券を給付したいという思いでございます。その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6番、林敬永君。

○6番（林敬永君） 大まかにわかったのですが、先ず、

クリーンセンターについてですが、クリーンセンター、先程、本当に20,000千円という高額なものです。聞けば本当に凄いなと思いますが、そもそも道内に、この近郊にだと思えますが焼却炉の修繕をする業者さんがいないために道外の手を借りているかと思えます。まさに皆さん執行部の方が言われている経年劣化ということもいつも言われて、私の時も言っておりましたけれど、25年経ってきたから小まめに点検をするべきだと思う。7月の定期点検については、専門家の方が東京から来て見られているかと思えますが、現実には毎日従事している町内企業の職員の方もいて、しっかり見ているので、その都度小まめに修繕をすれば施設も延命出来るかと思えますので、是非長く管理していただいている町内業者の方にも協力を仰いで日々の点検の回数を増やすとか取り組んでいただきたいと思えます。

それと収益作物の件ですが、収益作物については、先程、同僚議員も言っていた臨時会ではなく新年度当初予算に、あるいはもう少し言えば農家に限らず我々の生活は苦しいのは皆さんわかっていると思えます。だからこんな時期に出すのではなくて、当初とかもう少し検討する時間を短くして取り組んでいただきたいと思えますので、収益作物といわれる農業、当町は農業が主産業ですので、そういうものの対策も、もっと声を拾い上げる努力をしていただきたいと思えます。その2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番、林議員のご質問にお答えします。焼却炉の件については、林議員はいろいろな面でご承知なのでくどくど申し上げることはありません。毎日、今担当している職員の方々も出来る限りの点検をしております。そういった中で小規模な修繕等をいろいろ頑張っていたいていましたけれども、やはり議員ご承知のとおり年数が経つことによって、本当にしっかりしたもの、いわゆる言ってしまうと総入れ替えしなければならぬぐらいのレベルまで来ている時期なのかと、最近の劣化の酷さを見た時には、議員の皆さまにもいろいろとお願いする部分も増えてきているところです。そういったことも含めて日々の点検を行うとともに、12月の時に今後の方向性で、これから協議をしたいですと提案させていただきましたけれども、1箇所、今ある焼却炉をどこまで頑張りがながら、どういうふうに将来燃えるゴミを扱っていくのかを真剣に考え、また今後の委員会等もありますので、ご相談させていただきたいと思っております。

それから収益の件につきましては、確かにいろいろな部分があります。それから広く行う面では出来る、もし財

源が確保されているのであれば、当然、当初のレギュラーの仕事としてしっかり押さえていくのは重要だということも本当に議員のおっしゃるとおりだと思います。限られた財源の中で、国、農業は国の施策が大きな財源を持っているものが多いですから、そういったものとかけ合わせてみて、比べてみて、町だけの財源でやれることが本当にどれだけあるのか、あまりないのかも知れませんが、しっかりとその点に心がけていくことは大事なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） その他、7番、茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 住宅新築費助成事業に関して3点程ご質問させていただきます。これまで住宅新築に対して補助金が出ないのかという声が、多分、町民からも議会からも多くあがっていたと思うので大変喜ばれる事業だと思うのですが、件数の積算根拠として昨年度の件数をベースに考えているとおっしゃってましたが、補助金、最大200万円出るということで件数が増えた場合、想定件数より、どういふふうに対応するのか、予算がオーバーした場合です。

2点目に関して、大変喜ばれる事業ということで今回臨時交付金を使ってという事業ですが、今年度のみなのか、来年度以降も続けられれば続けて欲しいと思うのですが、そこに対しての考え方。現在の考えでよろしいのでお伺いします。

3点目に関しては、現在、町内に住んでいるアパート等に住んでいる方で、特に自衛官や公務員の方も多いと思うのですが、新築を町外に検討している方がちらほらいるお話を聞きます。町外に建てる理由の1つとして、町外に建てて、近隣の町に建てた時に補助金が出るという話をよく耳にするのですが、そういう方にもこの事業が今年行われることを周知していくことが凄く大事で、人口減少対策と定住促進に繋がると思いますが、若い世代に届くような周知方法として、この新築費助成事業の周知というものに関してどのような方法を考えているのかお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 7番、茶谷議員の住宅新築助成費に関わるご質問にお答えさせていただきます。先ず、1点目の件数が想定件数を超えた場合の対応なんですけど、一応、締め切り10月末とさせていただきます。なぜかという、12月補正を見据えた締め切りということで、増えた場合に関しては12月の定例会の補正の方を今のところ検討しているところでございます。2点目の今年度のみということのご質問ですが、政策調整会議の方でも一応3カ年継続ということで予定を立

てしているところでございます。次に周知方法、町内、町外に建てられる方もいるは、どのように皆さんへ周知していくのかというご質問ですけど、ホームページと広報です。その辺で周知をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の新築の住宅補助の件ですが、これ子育て世代も十分わかるのだけでも、高齢者のいる家庭には、そういうのはどうしてこういうところには載ってこないのかと思って。子供のいる家庭の部屋数もあるだろうし、高齢者のいる家庭だってやっぱり他に部屋も作らなくてはならない。その辺少し考えてもらった方が、せつかくやるのだから、これだけ細かく書くのであれば子育てか高齢者かどちらか選択も出来る方法もあるのだから、そういうことは検討したのかどうか。

それと先程も言ったのですが、町内業者がこれだけの差額だったら町内者でやってもらう人はそんなに増えてこないと思います。やはり考えて予算を組んだのであれば、もう少し差を広げた方が、皆が目に見えて直ぐに地元が得だという方法も考えられなかったのか2点をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 11番、北條議員の2点のご質問にお答えさせていただきます。確かに高齢者ということも検討はいたしました。ただ一定程度ここでいう子育て世代、高校生以下がいる世帯、生活も学費等々大変だということで、子育て世代ということで設定させていただきました。次に若者世代ということで40歳未満の家庭、子供がいなくても働く若手に対しての補助という事で、この40歳だとか、子育てに関しましては、国の方の規約とか踏襲した中で設定させていただいて、40歳を超えると一定程度収入が安定するなということ、高齢者も視野には一応入れたんですけど、どうしても家を建てる世代年代って限られてくると思います。高齢者になって建てる方ということは、一定程度財産もあって、収入もあって安定した方が建てるという考えのもと、今回は高齢者も使えるのは100万円であります。それで対処したところでございます。先程も質問がありました町内町外の業者の差別なんですけど、やはり先程も申したとおり、町外業者高くても建てる方が意外とおります。その方も使っていただけるようにと地元の町内業者40万円ではございますけど、これが差別化をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の答えですが、例えば40代で家を建てるとして、子供も独立しました、そして年寄り

の面倒をみている家庭の人方には当然お金もかかってきますよね。子供がいない人もいますよね。そのところを聞いているのです。区切りが。家を建てます。私は高齢者の親の面倒をみてます。そういう家庭に対しては何も無いのですかという話なのです。高齢者が家を建てることを言っているのではない。少しお聞きします。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番、北條議員のご質問にお答えします。いろいろなパターンを想定して制度設計をしていったのは確かなのですが、具体的にそういった部分に検討していくのはどちらかというとその大枠での、今、建設水道課長からの説明のとおり一般的に多くの方は高齢者になってあまり家を建てません。それから高齢の方を対象にしてよくあるのは平屋のバリアフリーの家を建てたりとかはあるかと思えます。そういったものであれば絶対ダメというのではなくて、きちんとベースの100万円というのをしっかり用意したということでございます。一般的な傾向として若い世代で給与も比較的そんなに高くなくて、なおかつ働いている年数が短ければ、それだけの貯蓄をするのは大変だということから、子育て世代、若年世代に照準をあて、少し手厚くした金額で差をつけたということでございます。たったの40万円の差かもしれないけれども若い世代をきちんと応援しているということを訴えて制度設計をしたということでございますので、高齢者の方、親の面倒をみるという方に対して門戸を閉ざしているわけではなくベースの100万円は新築の住宅を建てた方にはしっかりと届きますので、そういった部分での差がついているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 言っている意味が、子育てしている世代と、親の面倒をみている、どちらかを選べばいいのであって、何で子育て世代だけに特化して、親をみる人も30代でも20代でも今はいるかもしれないのだから選択肢は建てる人に与えてやればいいのか、年代が上がってきて高齢者が増えてくるのだから、その人方にも支援する文書を入れておけば、どちらか選択すればいいのではないですか。何でそこに特化するのですか。子育て子育てと。高齢者の面倒をみなくてはならない若者もいるのだから。そして子供がいなかったら出ないですよね。子供がいる人には出るけども。どちらかの選択を出来るような方法はなかったのですかということ。意味わかってもらえたかな。これが最後なので。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番、北條議員のご質問にお答えします。選ぶとか、高齢者を排除するとか、選ぶとか

ということではなく、子育て世代、若い世代に重点を置きたいという、こちらを排除するという考えはなくて、重きを置きたいという制度設計だということをご理解いただきたいと思います。

（会場より「排除している」との声あり。）

40万円を置いていることです。若年世帯ということは年齢ですから、若い方でお子さんと若年のWはダメよとなってますけど、そこで若い世代の方には40万円のさやをつけているということで、ご理解をいただけないのかなと思います。

（会場より「はい、いただけません」との声あり。）

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。町長答弁。

○町長（斎藤繁君） 11番、北條議員のご質問に私の方からも少し補足をさせていただきたいと思います。高齢者の面倒をみるというか、同居するという方もおられるかと思えます。それと子育てという方も当然いろいろなパターンはあろうかと思いますが、今回は子育てにということで40万の差をつけたわけなのですが、負担はもちろん子供のいる方も負担はありますし、ご両親、親御さんの面倒をみるということも負担がありますが、負担の事に関してはそれぞれのパターンがあって、どちらが高い安いは言えないと思います。

もう1つこの施策の重要なところは、今、子育て、若年でも構いませんが、借家に住んでいる方が、いざ家を建てる時に隣とか近隣の町村に建てて、町外に出てしまうという方を潜在的な方を是非、町内に住んでもらい、子育ても、町内、上富良野でももらいたいという意味も込めて、今回、若年者それから子育ての方に厚くしましたが、そういう意図で今回は制度設計いたしました。ただ、これはリフォームと同じで、3年に1回はしっかりと見直していきますので、今後、実態が北條議員の言うような実態の方が多く見受けられるようであれば、3年に1度しっかりと見直してリフォームを含めてですが見直していきたいと思っております。今回の制度設計をご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番、米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 流れでいけば住宅問題で質問させていただきます。この住宅改修、以前から指摘されていた問題で、今回、重い腰をようやく上げたという形になっているかと思えます。ここで伺いたいのですが、住宅の新築補助も含めてですが、これに対する規則等は当然あるかと思えます。予算を支出する場合で、こうゆうものが一切出てこない。今回、出てきたのは物価高騰だという形の中で、これを支給して定住促進にも繋げたいという思いはあるのだろうかと思っております。根本的な問題でいえば、

やはりこういう問題は、新年度予算、もしくは出してくるのであれば、きちっとした規則を含めて提示される。議会の方に提出されなければならないのですが、一切出てこない。やはりここが最大の町の弱点だと僕は思っている。全てにおいて、やはり重要な問題をただ物価高騰の重点施策だという形の中で提示されること自体が問題ではないかと思っているのですが。これ聞きましたら、結局、僕は思っていたのですよ。これは物価高騰対策だから今年度限りだと思っていたのですが、聞いたら3カ年のローリングの中で今後も継続していくという話なんです。私は、こういう問題は当初予算に上げて、そこで議論が出来るような対策もあったのではないかと。否定するものではないのですが、順序として欠けているのではないかと思っているので、この点についてはきちっとどういう説明なのか再度確認しますが、これは今年度限りではなく、引き続き3年間の対象の事業という形で提出するという形ですね。その為には必要な添付の規則とか設けなければならないと思うのですが、一切出てこないで、きちっと議会の方に示していただきたい。同時に合わせて、こういうものを出すのであればお伺いしたいと思います。この点はどうなっているのでしょうか。

それと物価支援対策という形で商品券給付、いいことだと私は否定するものではありません。ただ、これは世帯主に確実に届くということで、受領可能な方法という形で郵便局から郵送される形になるのですか。受け取った側が、郵便局から郵送されて受け取って、そこで受領確認という形になるのですか。少しよくわからなかったので、漏れなく対象者に給付されなければならないと思うので、こういった点が少し不明瞭なので確認しておきたいと思います。先に合わせて生活所得の少ない方にも、前段、補正予算で給付されたと思いますが、その方は今回の対象外になるのかも伺っておきたいと思います。

それともう1点は収益向上作物です。同僚の議員も何回も質問しておりますが、聞き飽きて聞きたくないと思うかもしれませんが、確認いたしますが、本当に農業者も大変な状況ですよ。私はメロンハウスの遮光ネットだとかを否定するものではありません。やはり通常の前年度予算で、新年度予算で組んで、きちっと対応することも1つの方法かと思えます。この点はどうだったのか。

もう1つは、同時に、予算の限度もあるかもしれませんが、肥料等の資材等の高騰に対する形で同時に出てきてもおかしくないかと思えます。やはり物価高騰対策ということであれば、分けて通常で予算組むもの、緊急で物価高騰対策ということであれば、物価、資材、肥料等々を順序だてて予算組み上げれば、困っている農業者に対してはきちっと対応する。それが生産に結びつくという

非常に重要ではなかったかと思いますが、この点について確認いたします。

それとクリーンセンターの問題ですが、この間、いろいろと当初予算で、年度別の施設の老朽化対策という予算が計上されております。当然20数年も経っておりますから劣化という形の中で、当然痛みも激しくなっているという形はよく理解しております。ただ、今回の話を聞いても既に劣化している部分がわかっていたにもかかわらず、職員の方も対応はしていると思いますが、何らかの要因で大きく破損せざるを得ないという状況があるわけですから、やはりそういった問題も含めて修繕等の対応の仕方というものを根本的に見直さないと。行き当たりばったりの形で、壊れました、修繕しなければなりませんというような形にしか私は印象として受け止めていないんですよ。ですから、いつまでに老朽化した施設を延命するのを含めて、または、ゴミのリサイクルする、焼却するものも含めて、もう一度リサイクルが出来るものとか、減量するものとか含めた対応の中で工場の延命を図る余地もあると思いますが、そういった対応が後手になって、結局は詰まってどうにもならない、こういった段階に今は入っているのです。やはり財政的に困っているというのであれば、しっかりと財政も含めて、リサイクルも含めた対応をどうするのかというところの根本的な問題を議論して議会に提出していただきたいと思いますが、これらの点について伺います。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番、米澤議員のご質問にお答えします。まず、関連がありますので、本来きちんと当初予算で組むべきものが臨時交付金の対象になっているのご指摘の部分、住宅の部分、それから高収益の部分のご試問でございました。確かにそういった部分、当初からというか新たな住宅新築ですかね、新たに加わったのは新築のものとかいうのは、当初予算に載せて3年間のローリングで行うというのも確かに大事なことだと思いますし、考え方としてはその考え方でいっていると先程の建設課長からも申しあげたとおり、3年間のローリングの中でしっかりと考えますよということで述べております。今回ちょうどそのタイミングで交付金をいただいたところで、それに該当した部分の事業として乗っかっておりますけれども、そういった部分も含めて財政のやりくりの中で一生懸命少ない財源を何とか調整した結果がこのようになっていることはご理解いただけることなのかと思います。やはり政策としてしっかりとやるべきものは米澤議員がおっしゃるとおり、しっかりと当初予算に入れてやるべきだということでございますけれども、こういった有利な財源がある時に先んじてやっていくこ

ともまた1つ、タイムリーな対応として行っていくことなのかと思っています。ただ、おっしゃるとおりしっかり計画性を持った、予算の執行は本当に大事なことから、そういったことも含めてしっかり取り組んでいくことも確認をしていきたいと思っています。

それから郵送につきましては、担当課長が答弁します。

それからクリーンセンターの問題です。本当に米澤議員のご指摘のとおり、これまでしっかりと財源を充てることが出来ずに応急処置とか部分的なものやっけて何とか延命を続けてまいりました。基本的には延命措置というのは令和11年ぐらいまではやることになっておりましたけれども、想定よりも早くこのような事態になっていることは、本当に普通の管理を一生懸命やりながらも老朽化の見通しが思ったより早かったということで、本当にお詫び申し上げる部分も多々あるかと思っています。それで12月の全員協議会の時にお願いをしたところでございますが、今の焼却炉をそのまま使い続けることが非常に難しい状況はわかっておりますので、そういった面を含めて沿線の自治体と調整している内容を次の委員会等とかでご説明させていただきたいと思っていますのでご了承いただきたいと思っています。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 4番、米澤議員からありました商品券の発送方法に関するご質問と、あと、対象者について私の方から説明させていただきたいと思っています。こちらにつきましては、いわゆる受領プッシュ型で受領の確認が出来る方法というところでございますが、今、準備を進めているのは、郵便局のゆうパック制度を利用した発送ということを予定しております、内容的には書留と同じでございますので、配達された先で受領の確認をいただくということで、その結果が町の方に戻ってきて、間違いなくこの世帯には届きましたということで確認が出来るということになってございます。

それと対象外の部分ですが、この事業につきましては、別途、保健福祉課の方で行っております低所得者向けの給付金事業の分が対象外になるのかというご質問だったのかなと思いますが、他の助成制度は全く関係なく、あくまでも2月1日現在の住民登録されている全員に対して給付を行うことで準備を進めたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○議長（中澤良隆君） 総務課長答弁。

○総務課長（上村正人君） 4番、米澤議員のご質問のルール、法令等の立てつけの関係なので私の方から答弁させていただければと思います。今までもそうなのですが、まず、この補助制度は補助制度といった形で説明しております。前段に開催していただきました全員協議会

において、補足説明資料の中で、この補助制度の仕組みについて説明させていただきました。その説明をさせていただいたのが、補助制度の特記事項になろうかと思っています。そういった部分については要綱で整理させていただくと。予算の組み立てと合わせて並行し、要綱として法令の関係について事務手続きを進めているところでございます。補助金というのは、町の方でいきますと補助規則、補助金交付規則というものがあまして、基本的にはこの規則に基づいて行う形になります。補助金の事務手続きは全て補助金交付規則、規定に基づき行い、その特記する部分については、要綱で定めるといった形になります。その部分については補足説明資料で、我々は説明をさせていただいているといった取り扱いをさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番、米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 炉は、修繕すると同時に焼却が止まるということはないのですか。止まるのですか。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番、米澤議員のご質問にお答えします。修繕の間は片方の、もう1つの炉で、少しオーバー気味ですが、焼くゴミの量を上手くコントロールしながらB系を動かして、収集については止めない計画でございます。

○議長（中澤良隆君） 12番、小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私も物価高騰対策重点支援地方創成臨時交付金事業に係る部分で、質問させていただきます。まず、住宅新築助成の部分なのですが、先程いただいた補足説明資料の中にある要件5つは、これを全て満たさないと補助は受けられないということなのかという確認で、というのは、今回、中古物件を取得してリフォームに充てるような費用は対象にならないのか、先ず1点確認させていただきたいと思っています。

次に収益向上作物生産振興事業に関してです。補足説明資料の中には、新規就農者に対して園芸作物の初期投資支援することと記載がありますが、この新規就農者というのは、おそらく令和8年度から就農スタートされる人ではなく、令和9年度とかに就農される方をイメージしているのか。その辺どのあたりで新規就農する方を目的に対象としているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 12番、小林議員の新築住宅に関するご質問にお答えさせていただきます。該当する要件につきましては、補足説明資料にありますように住宅の新築ということで、これが基本額になります。どなたでも町内に建てれば100万円。先ず、これが基本額でございます。そこに町内の施工業者加算ということで、町

内業者であれば40万円、子育て世代と若者世代ということで、両方は使えません、どちらか該当する方ということで40万円、それと道産材の加算ということで40万円。そうなりますとここで220万円になるところでございますけど上限を200万円に設定させていただいております。それと6番目にあります北方型周住宅加算ということで、これは住まいのゼロカーボン北海道の方の助成もいただくことから限度額200万円に對しまして、北方型住宅の加算45万円は満度に出る形となっております。それと中古住宅を取得した場合の助成制度でございますけど、既存にあります住宅改修助成ということで、額はかなり低くなりますけど総額30万円、単年度でおきましては20万円を限度に助成する制度を活用していただければと思っております。以上です。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 12番、小林議員の収益向上作物に関しましてご質問にお答えします。今回の補正につきましては、先程の協議会でもご説明しました特別対策以外の部分に関しましては、既存の事業の関係でございます。当初からこちらの部分は当然収益向上作物を作る方、新規就農者のためにということとはもともと書いてあったことでありまして、別に新しい人を対象にしたという目的でということではございません。なぜかというとな新規就農者は、当然、最初の新設の設備にお金がかかりますよということで、既存の農業の方以外にも新規就農の方も利用できるということを考えて制度設計しておりますので、今回7年度と8年度、9年度に新規就農者の為に予定したという部分でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番、小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 先ず、住宅の件で再質問させていただきますが、今回リフォームはこの事業に関しては含まず、既存の方でという話がありましたけど、たまたま昨年、今年度中ですが、私の近い方、若年世代また子育て世代の方が、富良野市で賃貸に住んでいた方が、上富良野に中古物件を購入して移住されてきたというケースを多数散見したこともありまして、もし今回の本事業の目的の1つに、先ず住宅取得に伴う負担を軽減して移住定住を後押ししというところであったりとか、そもそもゼロカーボンシティの実現というそもそもの理念であったりとか、空き家対策ということまで掲げられているのであれば、この新築の100万円を受けられなかったとしても中古物件を取得してリフォームする方を対象にしても事業の目的には必ずしもまたそれをドライブする1つの助成になるのではないかと考えましたが、その辺は検

討もされなかったのか、検討したうえでこうなったのであれば、その理由をお伺いしたいと思います。

収益向上作物の件で再度再質問させていただきたいのは、昨年のちょうど一般質問の際に、今、協力隊でこれらの方の就農見込み等のお話を聞いたところ、1組が就農見込みが何件かある中で、おそらく最短で就農される見込みがある方で、令和8年度中に協力隊を卒業する方がいらっしやると思いますが、その方々が新規就農する際にこれを利用したいと思ったとしても、令和8年度中の執行に間に合うかどうか少し不安だなと思って質問をさせていただいたのですが、今、新規就農を目指されている方が既にわかっている段階で、これを可能であれば利用してもらいたいと思いの中では、令和8年度中に執行できるか少し不安に思っているのですが、その点は農業振興課としてはどのようなお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 12番、小林議員の中古住宅購入に関するご質問でございますけど、この制度設計するに当たりまして、検討した経過はございます。ただ、いくら以上の中古物件なのか、それが新築であれば明らかに契約等で額は確認、施工業者も出来るのでございますけど、その価格設定が少し難しいというか、50万円で購入するのか、1,000万円で購入のかということで助成の額に対してもなかなか前に進まなかった経緯がございます。それと合わせて購入に対する助成ではないですが、先程申しあげたように中のリフォームに関しては助成制度もあることから今回の中古住宅の購入に関しての助成は見送ったところでございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 12番、小林議員の収益向上の関係でのご試問にお答えします。補助事業でございますので完了が年度内。今回は繰り越しますので7年度分を8年度分まで繰り越しますので、8年3月31日までに建ててお金を払って終わればこの事業に乗れますが、ダメであればまた引き続き、来年、再来年、来年度、再来年度か、9年度、10年度と事業を継続しておりますので、予算を認めていただければ、その事業にまた使っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番、小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 最後に、また、この住宅新築助成の件で、先程の質問した議員の答弁に対する再質問のような形になってしまいますのですが、周知方法はホームページと広報を予定しているというお話でしたが、先に私の友人の事例を話したように富良野の方から賃貸であったのを上富良野に家を構えてという方であれば、素晴ら

しい事業が届かずに使われないという心配もあるのかなと、あと先程の同僚議員からのお話の中でも自衛隊の若い方々でも本来は上富良野に住みたいけれど云々というところも、折角の思いがあっても情報が届かなければもったいないなど思っている反面、以前、自衛隊の広報幹部の方とお話をした際に、若い隊員等に対しても非常に有益な情報等があればチラシ1枚でもいいから持って行って欲しいというようなお話を受けたので、何かそういうことをされてもいいのかと思いますが、再度、今後の周知方法、ホームページと広報以外のものを検討する余地はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 12番、小林議員の周知の方法についてのご質問でございます。先程、申しあげたように広報、あとホームページと合わせて、言い忘れたのですが地元の建築屋への説明会もでございます。その辺を予定している中ですが、今日も道新さんが見えられておりますので、おそらく載せていただけたとは思っているのですが、そういう形での広報もあろうかと存じております。あと思いつくこと新たな周知方法がございましたら鋭意進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。
(会場より「なし」との声あり。)

○議長（中澤良隆君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第2号、令和7年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第5、議案第3号、上富良野演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君） ただいま上程いただきました、議案第3号、上富良野演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更について、提案の要旨をご説明申し上げます。

本工事は、令和7年7月15日に議決を賜り、工期を令和8年2月27日までとし、株式会社アラタ工業により施工したところ、現場におきまして不都合があったことから設計変更を行ったものであります。

設計変更の主な要因としまして、1点目は、土砂の搬入先が変更となったことから、増額となったこととなります。

2点目は、撤去する既設ブロック等の数量及び処分費が確定したことから、減額となったこととなります。

3点目は、工事に使用する道路が頻繁な演習により通行が困難となり、既設の河川管理用道路を補修し使用したことから増額となったこととなります。

以上の変更要因について、北海道防衛局に委託事業変更計画書を提出し、令和8年1月30日付けで2,123千円を増額する承認をいただいたところとなります。

それでは以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第3号をご覧ください。

議案第3号、上富良野演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更について。

上富良野町演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の締結令和7年7月15日議決を経た議案第2号に係るものを次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額。

変更前、63,580千円

変更後、65,703千円

以上で、議案第3号、上富良野演習場土砂流出対策工事（硫黄橋）請負契約の変更についての説明といたします。

ご審議いただきまして、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長（中澤良隆君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第3号、上富良野演習場土砂流出対策工事(硫黄橋)請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(中澤良隆君) 日程第6、議案第4号、中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の変更についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地敏君) ただいま上程いただきました、議案第4号、中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の変更について、提案の要旨をご説明申し上げます。

本工事は、令和7年9月19日に議決を賜り、工期を令和8年2月10日までとし、株式会社西塚清掃社により施工したところ、現場におきまして不都合があったことから設計変更を行ったものであります。

設計変更の主な要因としまして、1点目は、既設配水管撤去に伴う作業土工の変更により土工量が増加したことから増額となったこととあります。

2点目は、産業廃棄物の数量が確定したことから、増額となったこととあります。

以上の変更要因について、北海道防衛局に補助事業等計画変更承認申請書を提出し、令和8年1月23日付けで3,124千円を増額する変更交付決定をいただいたところとあります。

それでは以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第4号をご覧ください。

議案第4号、中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の変更について。

中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の締結令和7年9月19日議決を経た議案第25号に係るものにより変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額。

変更前、51,590千円

変更後、54,714千円

以上で、議案第4号、中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の変更についての説明といたします。

ご審議いただきまして、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長(中澤良隆君) なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(会場より「なし」との声あり。)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第4号、中の沢水道施設整備工事(その1)請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第2回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時43分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和8年2月3日

上富良野町議会議長 中澤良隆

署名議員 佐藤大輔

署名議員 荒生博一